

日本海学研究グループ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 日本海学研究グループ支援事業(以下「支援事業」という。)は、個人、グループ又は団体が実施する日本海学に関する研究活動及び普及活動を支援することにより、日本海学に関する活動をより活発にし、ひいては日本海学の振興を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 日本海学推進機構(以下「機構」という。)は、毎年、日本海学に関する研究及び普及を行う事業を公募するものとする。

2 対象となる事業の内容は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体又は公益法人から助成事業に採択されているものを除く。

(1) 研究事業

環日本海地域の自然環境、交流、文化又は危機と共生に関する研究を行う事業

(2) 普及事業

日本海学に関する講演会、シンポジウム又は出版等の普及活動を行う事業

(3) 特別奨励事業

前2号のいずれかに該当する終了済みの助成事業で、日本海学の振興に大きく貢献する実績を有し、今後もその発展が期待される事業

3 同一のテーマに係る事業に助成を行う期間の年限は、研究事業については3箇年度、普及事業については単年度、特別奨励事業については2箇年度とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、上記事業を実施する個人、グループ及び団体とする。

(公募)

第4条 公募は、機構のホームページへの掲載等により行う。

2 公募の時期は、毎年度、概ね4月及び5月とし、詳細な日程は、別に定めるものとする。

(交付の対象経費及び助成金額)

第5条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成金の限度額は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	助成金の限度額
謝金、旅費、賃金、資材等購入費、資料等印刷費、通信運搬費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、その他事業実施に必要な経費	実際に支出した金額又は50万円のいずれか低い金額

(支援事業への応募)

第6条 支援事業に応募しようとする者は、次に掲げる書類を次に定める期日までに機構会長に提出しなければならない。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
応募申請書 事業計画書 収支予算書	様式第1号 様式第2号 様式第3号	各1部	機構会長が別に定める日

(審査会)

第7条 機構は、応募された事業の審査、選考を行う機関として日本海学研究グループ支援事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員は、機構会長が委嘱するものとし、任期は2年とする。
- 3 審査会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選により定めるものとする。

(事業の選考)

第8条 審査会は、応募された事業計画を審査し、支援事業の目的に合致し、助成にふさわしい事業の選考を行う。ただし、応募が多数の場合には、予め機構事務局において一次審査を行い、審査会で審査する事業計画を選考することができる。

- 2 審査会は、選考に際して必要があるときは、事業計画を修正し、又は条件を付すことができる。
- 3 機構会長は、審査会の選考結果に基づき採否を決定し、応募者に対し通知を行う。
- 4 第2項の規定により、採用に際して事業計画を修正し、又は条件を付した場合には、前項の通知にこの旨を記載するものとする。

(交付申請)

第9条 採用の通知を受けた者は、公益財団法人とやま国際センター代表理事(以下「代表理事」という。)に対し、助成金の交付申請を行うものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を次に定める期日までに代表理事に提出しなければならない。ただし、事業計画書及び収支予算書については、応募に際して提出された書類に変更がない場合には提出を省略することができる。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
交付申請書 事業計画書 収支予算書	様式第4号 様式第2号 様式第3号	各1部	代表理事が別に定める日

(交付決定)

第10条 代表理事は、交付申請のあった事業について、予算の範囲内で助成金の交付の決定を行うものとする。

- 2 代表理事が助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
 - (1) 事業計画の変更をする場合においては、事業計画変更承認申請書(様式第5号)を理事長に提出して、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、代表理事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに代表理事に報告してその指示を受けること。

(4) 審査会が採択に際して条件を付した場合には、その条件を遵守すること。

(軽微な変更)

第11条 前条第2項第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業主体を変更すること。

(2) 事業内容を大幅に変更すること。

(3) 事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(事情変更による決定の取消)

第12条 代表理事は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(状況報告)

第13条 代表理事は、助成事業者に対し、必要に応じ、事業の遂行の状況を報告させることができる。

(事業の遂行の指示)

第14条 代表理事は、事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対して、期日を指定し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときには、次に掲げる書類等を次に掲げる期日までに代表理事に提出しなければならない。

書類等	様式等	部数等	提出期限
実績報告書	様式第6号	1部	事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日
事業実績書	様式第7号	1部	
収支精算書	様式第8号	1部	
研究又は普及活動の成果を記載した書類	様式任意	1部	
成果をデジタルデータで記録したものの(デジタルデータを作成した場合のみ)	USBメモリ等	1式	

(助成金の額の確定)

第16条 代表理事は、事業等の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事

業者に通知する。

(是正措置の指示)

第17条 代表理事は、事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して指示することができる。

(決定の取り消し)

第18条 代表理事は、助成事業者が、次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の目的に使用したとき。

(3) 正当な理由がなく第14条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため事業の内容が確認できないとき。

(4) 前各号のほか、事業に関し、助成金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、事業について交付すべき助成金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(助成金の概算払)

第19条 助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第9号。以下「概算払請求書」という。)を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項に定める概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要と認める場合に概算で助成金を交付するものとする。ただし、概算で交付する助成金の額は、交付決定額の10分の8を限度とする。

(関係書類の整備)

第20条 助成事業者は、事業の経理についてその内容を証する関係書類を整備し、他の経理と区分してその収支を明らかにしておかなければならない。

2 前項の書類は、助成金交付を受けた日の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

(成果の公表)

第21条 機構は、事業による成果を発表会及びホームページなどにより公表するものとし、助成事業者は、発表会への参加、著作権法上の許諾などの協力を行うものとする。

(細則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は公益財団法人とやま国際センター代表理事が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。